

災害救援自動販売機設置事業者募集要項

兵庫県では、県営住宅敷地内に自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

設置する自動販売機は、災害発生時、県が飲料の提供を必要と判断した場合、機内の全飲料を無償で提供することができる自動販売機（災害救援自動販売機）です。

応募される方は、次の各事項をよく読み、ご承知の上、お申込みください。

なお、設置事業者決定後、設置事業者から各県営住宅における行政財産目的外使用許可申請の手続きが必要となります。

1 募集の概要

物件番号	県営住宅の所在地及び名称	設置台数	品目	最低使用料 (税込・年額)
①	神戸市須磨区白川台4丁目28 白川台東高層・鉄筋住宅	1台	お茶等飲料 (別途定める)	3,100円
②	神戸市垂水区多聞町字小束山868-789 小束山高層住宅	1台	お茶等飲料 (別途定める)	3,100円
③	神戸市西区伊川谷町有瀬143-2 伊川谷第2高層住宅	1台	お茶等飲料 (別途定める)	3,100円
④	尼崎市御園3丁目7 尼崎御園鉄筋住宅	1台	お茶等飲料 (別途定める)	3,100円
⑤	西宮市仁川町2丁目1-21 西宮仁川高層住宅	1台	お茶等飲料 (別途定める)	3,100円
⑥	西宮市今津真砂町1 西宮真砂高層住宅	1台	お茶等飲料 (別途定める)	3,100円
⑦	尼崎市水堂町4丁目3-10、20 尼崎水堂高層住宅	1台	お茶等飲料 (別途定める)	3,100円
⑧	宝塚市山手台西4丁目13 宝塚切畑住宅	1台	お茶等飲料 (別途定める)	3,100円
⑨	伊丹市森本1丁目1-4 伊丹森本高層住宅	1台	お茶等飲料 (別途定める)	3,100円
⑩	明石市魚住町住吉3丁目745-9 明石魚住高層・鉄筋住宅	1台	お茶等飲料 (別途定める)	1,400円
⑪	姫路市青山南3丁目、2丁目 姫路青山鉄筋住宅	1台	お茶等飲料 (別途定める)	1,400円
⑫	姫路市青山南1丁目1 ほか 姫路青山第2鉄筋住宅	1台	お茶等飲料 (別途定める)	1,400円
⑬	淡路市浅野南59-1 北淡浅野南鉄筋住宅	1台	お茶等飲料 (別途定める)	1,400円

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第 149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年間を経過した者を含む。）であること。
 - ① 兵庫県との契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 兵庫県が実施した競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を阻害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が兵庫県と契約を締結することまたは兵庫県との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により兵庫県が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて兵庫県との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の締結または履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※県は、許可の相手方が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くことがあります。
- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員もしくは構成員でないこと。
- (5) 国税及び兵庫県税の未納がないこと。
- (6) 応募しようとする物件について、前回公募手続きにより設置事業者として決定され使用許可を受けたものの、自動販売機を設置しなかった者、又は使用許可期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去した者（撤去しようとする者も含む）でないこと。
- (7) 応募しようとする物件について、前回公募手続きにより設置事業者として決定されたものの、正当な理由なくして使用許可の手続きに応じなかった者でないこと。

3 設置条件

- (1) 設置期間

令和6年5月1日から令和9年4月30日まで（更新はできません）。

ただし、自治会との調整に時間を要した等、令和6年5月1日からの設置が困難と

なった場合には、兵庫県と調整の上、設置期間の開始時期を変更することができます（終了期間の変更はできません）。

(2) 設置場所

上記1「募集の概要」に記載した県営住宅敷地内とし、詳細な位置は兵庫県、県営住宅自治会及び電気供給事業者等の関係者と調整の上、設置事業者において選定すること（なお、過去に設置実績のある県営住宅については、別紙の住宅配置図にその位置を図示しています）。設置事業者決定後、県へ別途手続き（行政財産使用許可申請）を行い、許可を得ること。

設置スペースは1台につき外形寸法（幅×奥行き）を（1.90×1.00m）を上限とし、使用済容器の回収ボックス、放熱スペース等を含むこと。

自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充、メンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられるので、事前に設置予定場所を確認すること。

(3) 使用料

物件ごとに設置事業者として決定した者が提示した応募価格をもって年額使用料とする。

使用料は、各年度において兵庫県が発行する納入通知書により、兵庫県の指定する期限までに全額納入すること。

各年度において期間が1年に満たない端数があるときは月割りをもちて計算し、1月に満たない端数があるときはこれを1月とする。

(4) 販売品目及び販売価格

① 販売品目

販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの缶・びん・ペットボトル等密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売はしないこと。

② 販売価格

標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(5) 設置上の制限等

次のことを遵守すること。

① 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その取消しを受けていないこと（該当の場合のみ）。

② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または担保に供してはならないこと。

③ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、本県の指示に従うこと。

④ 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、センサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機とすること。

⑤ 使い捨てプラスチックの削減に取り組むため、再生素材・軽量化ペットボトルを使用した製品の導入に努めること。

⑥ 電力等使用量計測用メーターを設置するほか、転倒防止対策等の安全対策も併せて行うこと。

⑦ 県が行う工事等に伴う施設管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。

(6) 設置、維持管理、撤去

① 自動販売機の設置にあたっては、設置事業者として決定した者が決定後に県営住宅自治会と十分協議を行い、了解を得た上で設置すること。自治会との協議が不調で設置を断念する場合であっても、それまでに要した費用については、設置事業者

が負担すること。

- ② 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用メーター設置費及び電力線引き込み等含む）、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者が負担すること。
 - ③ 自動販売機の運転に必要な光熱水費等についても全額設置事業者の負担とし、原則、設置事業者の負担と責任で電気供給事業者等と直接契約し供給を受けること。
なお、電気供給事業者等と直接契約するのが困難な場合においても、設置事業者の負担と責任で対処すること。
 - ④ 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者の負担と責任で行うこと。
 - ⑤ 商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式6）を兵庫県に提出すること。
 - ⑥ 自動販売機の故障や利用者・近隣住民及び県営住宅住民からの苦情・問い合わせについては、設置事業者の負担と責任で対応すること。また、自動販売機に故障時等の問い合わせ連絡先を明記すること。
 - ⑦ 原則として自動販売機に併設して、販売する清涼飲料水等の容器（缶・びん・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
 - ⑧ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
 - ⑨ 兵庫県は、兵庫県の責によることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負いません。
- (7) 管理運営状況の調査、報告
兵庫県は、必要がある場合には、自動販売機の管理運営状況を調査し、または報告を求める場合があります。
- (8) 使用許可の取消し
本募集要項及び設置事業者決定後に行う行政財産目的外使用許可（下記5参照）に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取り消すことがあります。
また、許可物件を公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消す場合があります。
- (9) 自己都合による自動販売機の撤去
設置事業者は、設置期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3か月前までに兵庫県に書面により通知すること。この場合、納入済の使用料は還付いたしません。
設置期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去した場合、同物件にかかる次回に応募ができません。
- (10) 原状回復
設置事業者は、設置期間が満了した場合、上記3(8)により使用許可が取り消された場合、または上記3(9)により自動販売機を撤去した場合は、速やかに原状回復しなければなりません。
なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を兵庫県に請求することができません。
- (11) 損害賠償及び補償

設置事業者が、県または第三者等に損害を与えた場合は、設置事業者が当該損害賠償責任を負います。

災害発生時に無償で提供した飲料等にかかる費用を兵庫県に請求することはできません。

施設管理上等の理由から、自動販売機の売上等に影響があったとしても、県はそれらに関する補償を一切行いません。

4 申込方法等

(1) 申込方法

<郵送する場合>

受付期間 : 令和6年3月18日(月)～令和6年4月8日(月)必着

送付先 : 〒650-0011

神戸市中央区下山手通4-18-2 兵庫県公社館3階

兵庫県まちづくり部公営住宅管理課管理班財産担当 宛

※簡易書留または書留により送付してください(普通郵便で送付された場合、受付期間内に不着のときは価格提案できませんので、ご注意ください)。

※申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は価格提案できませんのでご注意ください。

※電話、ファックス、インターネットによる申込みはできません。

<持参する場合>

受付期間 : 令和6年3月18日(月)～令和6年4月8日(月)

午前9時～午後5時まで

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先 : 神戸市中央区下山手通4-18-2 兵庫県公社館3階

兵庫県まちづくり部公営住宅管理課管理班財産担当

(2) 申込みに必要な書類

① 応募申込書(様式1)

② 応募価格提案書(様式2)

③ 誓約書(様式3)

④ 販売品目等一覧表(様式4)

⑤ 役員一覧表(様式5)

⑥ 住民票記載事項証明書(法人の場合は法人登記簿(履歴事項全部証明書または現在事項証明書))

※令和6年1月8日～令和6年4月8日までに発行されたものに限り(原本)。

※申込時は写し可とするが、使用許可申請時には原本を提出すること。

⑦ 国税及び兵庫県税の未納がないことの証明書

ア 国税は納税証明書(その3の2またはその3の3)

イ 兵庫県税は納税証明書(3)

※令和4年分のもの(原本用)。

※申込時は写し可とするが、使用許可申請時には原本を提出すること。

(3) 応募価格提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- ① 最低年額使用料を下回るもの
 - ② 応募資格がない者が応募価格提案したもの
 - ③ 指定の期間内に提出しなかったもの
 - ④ 物件番号、応募価格、日付、住所、氏名のないもの、またはこれらが分明でないもの
 - ⑤ 応募価格の訂正をしたもの
 - ⑥ 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの
 - ⑦ その他価格提案に関する条件に違反したもの
- (4) 書類の提出方法（別図参照）
- ① 応募価格提案書のみ定型封筒（長形3号など）に入れた上で封をし、その封筒の裏面に物件番号を油性ボールペン等で記入し、応募申込書その他必要書類を添えて、持参または郵送により提出してください。
 - ② 複数の物件に申し込むことも可能です。その場合、応募価格提案書は物件ごとに必ず封筒に封入し、封筒の裏面に物件番号を記入してください。
- (5) 申込みに当たっての留意事項
- ① 使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
 - ② 受付期間内に限り価格提案を辞退することができます。その場合は、価格提案辞退届（様式7）を、受付期間内に持参または郵送してください。

5 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。提出書類は一切返却しません。
- (2) 物件番号ごとに、兵庫県が設定する最低使用料（年額）以上の額で、かつ、最高の応募価格提案した者を1者選定し、設置事業者とします。なお、最高の応募価格提案が2者以上ある場合は、当該応募価格提案者立会のもと、くじにより選定します。
なお、当該応募価格提案者が、諸般の事情により、兵庫県が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、本件自動販売機設置事業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ設置事業者を決定します。
- (3) 設置事業者の公表等
設置事業者の決定は、令和6年4月9日（火）に行います。設置事業者の決定後、応募者に応募物件ごとの決定金額及び決定した設置事業者名を書面により通知するとともに、兵庫県ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・個人の区分並びに応募参加者数を掲載します。
- (4) 募集の中止・延期
不正な応募が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、募集を中止、又は延期することがあります。

6 行政財産目的外使用許可の手続き

設置事業者に決定した者は、令和6年4月22日（月）までに次の書類を提出し、兵庫県公有財産規則に基づく行政財産目的外使用許可手続きを行ってください。

同時に複数の物件について許可を受けようとする場合は、下記の(1)～(4)の書類は物件ごとに必要です。

- (1) 行政財産使用許可申請書（兵庫県指定様式）
- (2) 設置場所の図面
- (3) 設置する自動販売機のカタログ（仕様・寸法・消費電力等がわかるもの）

- (4) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式6）

7 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

なお、同物件にかかる次回公募手続きに参加できません。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産目的外使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 設置事業者が応募資格を失った場合

8 その他

行政財産目的外使用許可の手続き及び履行に関する一切の費用については、設置事業者の負担となります。

9 問い合わせ

〒650-0011

神戸市中央区下山手通4-18-2 兵庫県公社館3階

兵庫県まちづくり部公営住宅管理課管理班財産担当

電話：078-341-7711（内4876）

F a x：078-230-8466

参考データ 管理戸数及び入居戸数（令和6年2月現在）

物件 番号	住宅名	棟数	管理 戸数	入居 戸数
①	白川台東高層・鉄筋住宅	3棟	89戸	78戸
②	小束山高層住宅	1棟	144戸	130戸
③	伊川谷第2高層住宅	3棟	290戸	250戸
④	尼崎御園鉄筋住宅	3棟	76戸	70戸
⑤	西宮仁川高層住宅	1棟	202戸	188戸
⑥	西宮真砂高層住宅	3棟	400戸	366戸
⑦	尼崎水堂高層住宅	2棟	414戸	396戸
⑧	宝塚切畑住宅	7棟	180戸	162戸
⑨	伊丹森本高層住宅	1棟	196戸	177戸
⑩	明石魚住高層・鉄筋住宅	2棟	123戸	108戸
⑪	姫路青山鉄筋住宅	7棟	240戸	139戸
⑫	姫路青山第2鉄筋住宅	9棟	270戸	153戸
⑬	北淡浅野南鉄筋住宅	2棟	65戸	45戸